

建第928号
平成27年11月24日

様

熊本県土木部長

被災宅地危険度判定士及び判定調整員養成講習会の開催について（通知）
日頃から熊本県の開発許可行政等に御理解と御協力いただきありがとうございます。

さて、熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第12条第1項に規定する標記講習会を別紙「講習会の案内」のとおり開催しますので、出席をよろしくお願いいたします。

※「被災宅地危険度判定士制度」の説明

《目的》市町村において災害対策本部が設置されるような大規模な地震や大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度を判定して二次災害の軽減、防止を図ることを目的としています。

【担当】

建築課宅地指導班 緒方

Tel : 096-333-2536 Fax : 096-384-9820

E-mail : ogata-y-dj@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県被災宅地危険度判定士及び判定調整員養成講習会 のご案内

主 催： 熊本県

開催日時： 平成28年1月20日（水）13時00分～17時00分
（受付は、12時30分から）

開催場所： 熊本県庁 地下大会議室（本館地下1階）

式次第(案)

12:30～13:00	受 付
13:00～13:05	開講・開講挨拶・日程説明
13:05～14:20	被災宅地危険度判定制度について (1) 判定制度について (2) 実施本部の業務と判定調整員の業務について
14:20～14:30	休 憩
14:30～16:45	被災宅地危険度判定技術・活動の実態について (危険度判定マニュアルの解説・危険度判定票の作成演習等)
16:45～17:00	被災宅地危険度判定士認定登録手続きについて
17:00	講習会終了

認定登録資格： 熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱（以下「登録要綱」という。）
第3条第1項各号及び同第2項に該当する次の者が本講習会を受講した場合、判定士として認定登録できる。

- 1 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトに該当するもの。……登録要綱第3条第1項第1号
- 2 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有するもの。……登録要綱第3条第1項第2号
- 3 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めたもの。……登録要綱第3条第1項第3号
- 4 県内居住、勤務する者で前項各号に定める者と同等以上の知識経験を有していると知事が認めたもの。……登録要綱第3条第2項

判定調整員： 今回の受講者から、「判定調整員業務受講済み判定士」として登録され、その

別紙「講習会の案内」

中から、登録要綱第11条第1項に基づき「判定調整員」として登録される。

申込方法：(新規登録者)

・受講を希望される方は、「受講申込書」(様式第1号)及び「被災宅地危険度判定士登録申請書」(様式第2号)に必要事項を記入のうえ、「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」(様式第3号)を添えて、講習会当日に提出してください。

・熊本県の各所属、市町村及び(社)全国宅地擁壁技術協会九州支部につきましては、受講人数を取りまとめていただき、別紙「申込者一覧」を申込締切日までに提出してください。なお、個人で申し込まれる方は「受講申込書」(様式第1号)をFAXまたはメールにて申込締切日までに提出してください。

(更新登録者)

・被災宅地危険度判定士登録の更新希望者で受講を希望される方は、「受講申込書」(様式第1号)をFAXまたはメールにて申込締切日までに提出してください。また、「被災宅地危険度判定士登録更新申請書」(様式第6号)に必要事項を記入のうえ、講習会当日に提出してください。

※提出書類の記載内容及び添付資料に不備がある場合には、受講できない場合がありますので、十分ご注意ください。

申込締切：平成27年12月18日(金)

その他：講習会会場において、被災宅地危険度判定士登録の手続きを行いますので、以下のものを持参してください。

- 1 顔写真(縦3cm×横2cm、無帽・正面・上半身・無背景)1枚
- 2 ボールペン等の筆記用具
- 3 (新規登録者)
 - ・「受講申込書」様式第1号
 - ・「被災宅地危険度判定士登録申請書」(様式第2号)
 - ・「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」(様式第3号)
 - ・資格を証明する書類(写し)……登録要綱第3条第1項第1号、同条第2項該当者
- 4 (更新登録者)
 - ・「被災宅地危険度判定士登録更新申請書」(様式第6号)
 - ・被災宅地危険度判定士登録証

※なお、「受講終了証」(様式第9号)については、後日「熊本県被災宅地危険度判定士登録証」(様式第4号)と一緒に送付します。

申し込み先及び問い合わせ先

熊本県土木部建築課宅地指導班 担当 緒方

Tel：096-333-2536

Fax：096-384-9820

E-mail：ogata-y-dj@pref.kumamoto.lg.jp

様式第1号

熊本県被災宅地危険度判定士養成講習会

受講申込書

講習会開催日 平成 年 月 日 () 時 分から (受付 時から)

ふりがな 氏名			生年月日	T S H	年	月	日
居住地住所		〒 () TEL ()					
勤務先	住所	〒 () TEL ()					
	所属 部署						

申込者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付けて下さい。

資格要件該当別	①熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに規定する設計者の資格を有するもの。	
	②熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有するもの。	
	③熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事の認定を受けているもの。	
	④熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第2項該当 県内に居住、勤務する者で前項各号に定める者と同等以上の知識経験を有していると知事が認めた者。	

※記入上の注意、資格要件の詳細は裏面参照

様式第1号の裏

記入上の注意

- 1 申込書は、被災宅地危険度判定士として資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 各欄の記入手順
この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。
 - (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けてください。生年月日は、T（大正）、S（昭和）、H（平成）のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
 - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
 - (4) 「資格要件該当別」欄は、該当区分に○を付けてください。
- 3 講習会当日に持参していただく登録申請書、実務経験証明書を同封します。記入の上、講習会当日に提出して下さい。

該当する資格要件

①登録要綱第3条第1項第(1)号

- イ 大学卒業者：宅造令第18条第1号、都計規則第19条第1号イ該当
大学（短大を除く）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者
- ロ 3年課程の短期大学卒業者：宅造令第18条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当
短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
- ハ 短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第18条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当
前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者
- ニ 高等学校卒業者：宅造令第18条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当
高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者
- ホ 技術士：都計規則第19条第1号ホ該当
技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者
- ヘ 一級建築士：都計規則第19条第1号ヘ該当
一級建築士の資格を有する者
- ト 認定講習会修了者：宅造告示第4号、都計告示38第2号該当
宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む土木、建築、都市計画、造園に関する十年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を修了した者

②登録要綱第3条第1項第(2)号

表面のとおり

③登録要綱第3条第1項第(3)号

表面のとおり

④登録要綱第3条第2項（同等以上の知識経験を有していると知事が認めた者）

1級土木施工管理技士を取得し、土木、建築に関する七年以上の実務経験を有する者

被災宅地危険度判定士登録申請書

申請日 平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

申請者住所 _____
申請者氏名 _____

わたくしは、熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第1項又は第2項に該当し第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	T S H	年	月	日
申請者 居住地住所	〒 _____ TEL () _____					
申請者 勤務先	住所	〒 _____ TEL () _____				
	名称 部署					

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれの番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	①熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに規定する設計者の資格を有するもの。	
	②熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有するもの。	
	③熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事の認定を受けているもの。	
	④熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条第2項該当 県内に居住、勤務する者で前項各号に定める者と同等以上の知識経験を有していると知事が認めた者。	

- ① 卒業証明書（専攻科目まで）又は登録証写し
- ② 実務経験証明書（様式第3号）
- ③ 都道府県知事の認定書（原本を添付すること）、実務経験証明書（様式第3号）
- ④ 1級土木施工管理技士合格証（写しにて可）、実務経験証明書（様式第3号）

登録番号	有効期限

様式第2号の裏

「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 「申請日」には、講習会の開催日を記入してください。
- 4 この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますのでご注意ください。

5 各欄の記入手順

この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。

- (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けてください。生年月日は、T（大正）、S（昭和）、H（平成）のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
- (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
- (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
- (4) 「資格要件該当別」欄は、「講習会申込書」の「判定士資格要件」欄と同じ該当区分に○を付けてください。

なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので、注意してください。熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱（以下「登録要綱」という。）第3条第1項第1号（：①の欄）に○をつけた場合には、「卒業証明書又は登録証の写し」を、登録要綱第3条第1項第2号（：②の欄）に○をつけた場合には、「実務経験証明書」を、登録要綱第3条第1項第3号（：③の欄）に○をつけた場合には、「都道府県知事の認定書」及び「実務経験証明書」を、登録要綱第3条第2項（：④の欄）に○をつけた場合には、「1級土木施工管理技士合格証の写し」及び「実務経験証明書」添付することになります。

- (5) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないでください。

様式第3号の裏

「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士認定登録申請書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。
この証明書の提出を必要としない方は、「技術士」で技術部門を建設部門とする方及び「一級建築士」である方のみとなります。
- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 証明文章中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「宅地開発に係る業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を==で消してください。
なお、第3条第1項第1号及び第2号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、第3条第1項第3号に該当する方は、「宅地開発に係る業務」を残してください。
 - (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。
 - (3) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」または「××部長」の証明が必要となります（当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません）。
建設会社や企業の社員の方は代表者の証明を願います。
なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はなく、また、使用されている印が、証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。
 - (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。
 - (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
 - (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係」、「××工事施工主任」等）記入してください。
 - (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎の一つ以上記載して下さい。
 - (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。
なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
 - (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入して下さい。